

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備 に関する政令について（概要）

令和 3 年 5 月  
内閣府政策統括官（防災担当）

## 1. 改正の背景

頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特定災害対策本部（仮称）の設置、災害救助法に基づく救助の対象の拡大等の措置を講ずる「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、3月5日に閣議決定された後、国会の審議を経て4月28日に成立し、5月20日に施行されることとなった。改正法の施行に伴い、中央防災会議の委員の定数を改める等災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）その他の関係政令の規定の整備を行う必要がある。

## 2. 改正内容

- (1) 改正法により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）において、内閣総理大臣が中央防災会議の委員として任命できる者に、新たに内閣危機管理監が加えられることを踏まえ、災対法施行令に規定する中央防災会議の委員の定数を1人増員する改正を行う。
- (2) 改正法により、災対法において、特定災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができることとなることを踏まえ、災対法施行令に規定する補助の要件に「特定災害対策本部長の指示」を加える改正を行う。
- (3) 改正法により、災害救助法（昭和22年法律第118号）において、災害が発生するおそれ段階での同法の適用による都道府県等の救助が可能となることを踏まえ、災対法施行令に規定する地方債の起債特例の適用対象となる地方公共団体に関して、激甚災害につき、災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用による救助が行われた市町村であって一定の要件（※）を満たすものを追加する改正を行う。  
※当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県等が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の100分の1に相当する額を超えるもの
- (4) その他改正法案の施行に伴い必要となる関係政令の所要の規定の整備を行う。

## 3. 施行期日

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年5月20日）